

MLC条約 DMLC Part II に関わる 取扱い変更のご案内

一般財団法人日本海事協会
船舶管理システム部
2023年1月

2023年1月23日より、MLC条約で求められるDMLC Part II (Declaration of Maritime Labour Convention Part II) に関する取り扱いを以下のとおり変更いたします。

- ① DMLC Part II文書審査のお申込は原則「オンライン検査・審査申込みシステム」 のご利用をお願いいたします。
- ② DMLC Part II最終ページへの本会裏書を電子的に実施し、本会裏書済DMLC Part IIを電子データ(PDF)で提供します。(電子証書対象船のみ)

① DMLC Part II文書審査のお申し込み方法

ClassNK e-Application

は、就航船の船級/条約検査、ISM/ISPS/MLC審査及びSSP承認申込をオンラインでお申し込みいただけます。
(2022年1月30日以降は原則e-Application経由での受付としています。)

2023年1月23日に以下の新機能をリリースし、以後のDMLC Part II文書審査のお申し込みは原則e-Application経由での受付といたします。

① DMLC Part II文書審査のお申し込み

② 審査用DMLC Part II/関連書類の電子データ提出（アップロード）



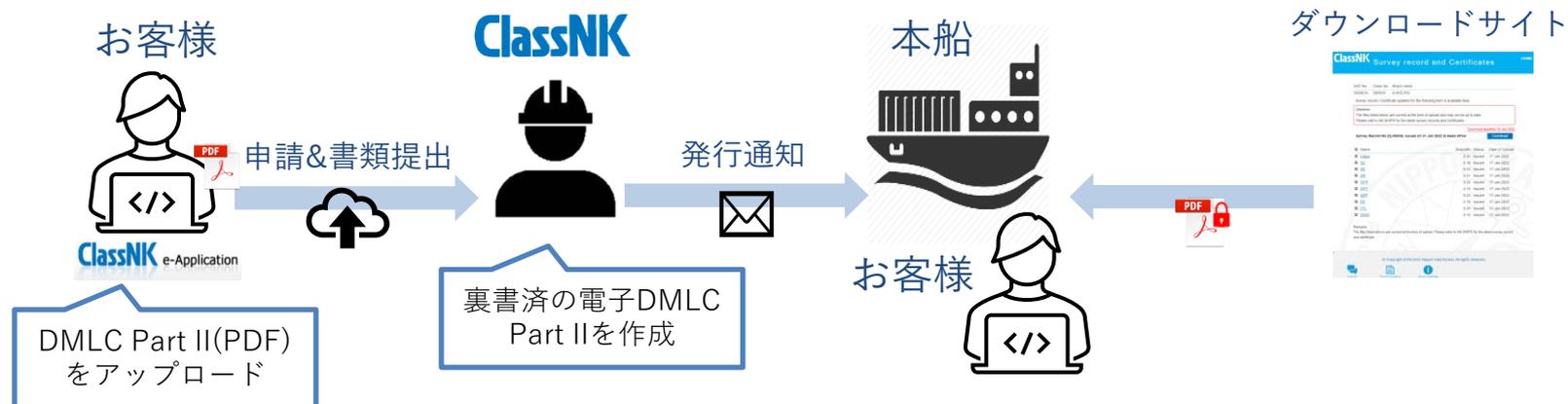
※DMLC Part II文書審査完了時にご提出いただいたDMLC Part IIへの押印/返却は行わず、承認通知書をE-mailにて送付します。（従来から変更無し）

② DMLC Part II 電子裏書 (1/2)

従来：船上初回検査（又は改訂された場合は直近の船上検査）において、船上保管のDMLC Part IIに手書きで本会裏書を実施。

2023年1月23日以降（電子証書対象船のみ）：
船上初回検査（DMLCが改訂された場合は直近の船上検査）において、

- ① お客様が申請時に最新のDMLC Part II電子データ(PDF)をご提出。
- ② 本会は上記①に本会裏書(署名・捺印)を追加した、電子DMLC Part IIを作成し電子証書と同様に本船（及びお客様）へご提供。

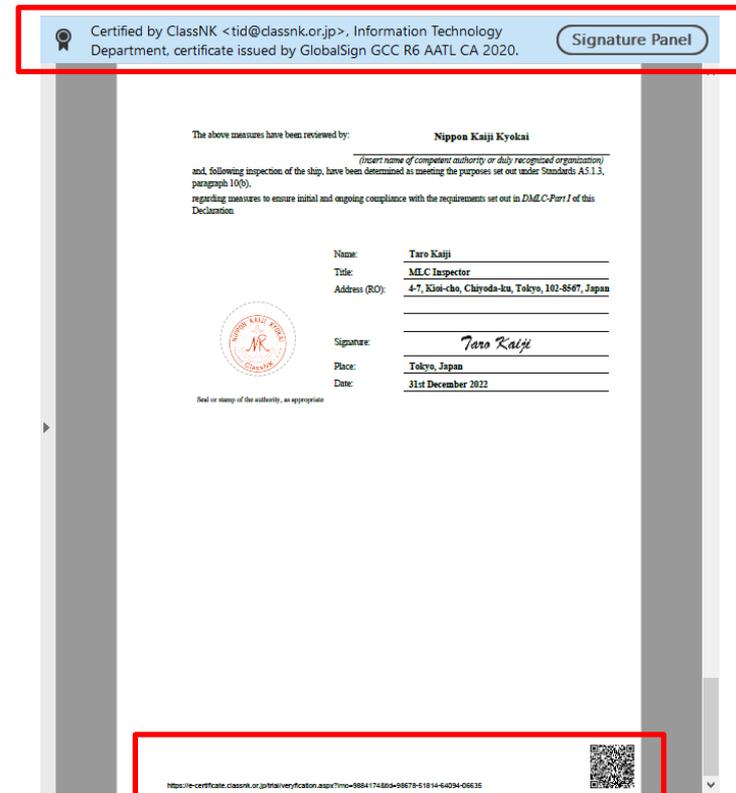


※ 電子証書非対象船及びマルチ籍船のDMLC Part IIは従来どおり手書きで裏書を実施します。
既に裏書(署名・捺印)済の紙DMLC Part IIは、改訂が行われな限り有効です。

② DMLC Part II 電子裏書 (2/2)

本会裏書済電子DMLC Part IIはPDFファイルでご提供し、
電子証書と同様に以下の機能を備えています。

- 電子署名(Digital Signature)による改ざん、偽造防止
- Webサーバー経由での配布
- オンライン有効性確認
(Tracking ID/QRコード)



※日本籍の電子証書対象船はJGでのMLC証書交付時にDMLC Part IIも電子発行される為、
本会裏書時点では上記機能が付与されていない裏書済DMLC Part IIデータ(JG用)をご提供します。

THANK YOU

for your kind attention

